

国民健康保険税 第9期
固定資産税 第4期



令和3年度 税制改正大綱 その2

令和2年12月21日に令和3年度の税制改正大綱が閣議決定しました。
今回も、前回に引き続き一部ご報告します。

(1) 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し(厳格化され2年延長)

・改正点

	改正前	改正後
適用期限	令和3年3月31日	令和5年3月31日
相続税の対象となる教育資金の贈与時期	相続開始前 3年以内	3年以内に限らず すべて
受贈者が孫・ひ孫の場合の相続税の2割加算	適用なし	適用して 2割加算する

※ 改正は、令和3年4月1日以後の贈与される資金について適用

※ 受贈者が23歳未満や在学中である場合は対象外

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し(厳格化され2年延長)

・改正点

	改正前	改正後
適用期限	令和3年3月31日	令和5年3月31日
受贈者の年齢要件	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満
受贈者が孫・ひ孫の場合の相続税の2割加算	適用なし	適用して 2割加算する

※ 改正は、令和3年4月1日以後の贈与される資金について適用

(3) 土地の固定資産税の課税標準額・税額の据置(令和3年のみ)

令和3年度は、3年に一度の固定資産税評価額の評価替えの年でした。

新型コロナウイルス感染症の拡大による納税者の負担に配慮し、令和3年度の1年に限り、固定資産税評価額が増加する土地については、前年度の税額に据え置き、減少する土地については減少した税額とする。

固定資産税評価額が増額した場合に、固定資産税の負担が急激に増えないよう段階的に引き上げる負担調整措置を令和3年度から令和5年度の間、継続する。

<類似業種平均株価表(R2年11月、12月分)・国税庁が公表>

国税庁は令和3年1月8日付、「令和2年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」について、「A(株価)」欄の11月分及び12月分を公表しました。国税庁のHPより見ることができます。URLは？

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/1806xx/kaisei/kaisei_2006.htm

昨年中に、非上場株式の贈与を受けた場合は、2月1日から3月15日迄の間に、贈与税の確定申告をする必要があります(基礎控除額110万円を超える場合)。

従って、株価が解らないと申告ができませんので、この時期に毎年公表しております。

企業等の経営者で、自社株式の株価を知りたい場合(有料の場合があります)は、当事務所へご依頼ください。

<確定申告及び納付期限が延長されました>

申告所得税・贈与税の申告期限は3月15日から4月15日へ、消費税の申告期限は3月31日から4月15日へ延長。(納期限も同様です)但し、振替納税の場合は、申告所得税は5月31日、消費税は5月24日となります。